

令和2(2020)年度第1回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 令和3(2021)年1月18日(月)午後2時～午後3時10分

II 開催場所 県庁本館6階 大会議室1

III 議事日程

1 開会

2 議事録署名人

3 議題

(1) 審議事項

①日光ランドマークの新設届出について(日光市)

②(仮称)足利市福居町複合施設の新設届出について(足利市)

(2) 報告事項

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

(3) その他

4 閉会

IV 出席者

[委員] 新井有明、長田哲平、小高記美子、佐々木真理子、白土陽子、福田康文、
松本泰尚

以上7名

[事務局] 経営支援課 菊池課長、上野副主幹(商業活性化担当)、吉浜主査、廣澤
主事

日光市 商工課 登坂課長補佐、吉澤副主幹

足利市 商業振興課 山岡課長、松場主事

V 議事の経過

午後2時、司会の上野副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員7人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、有効に成立する旨報告があった。

会長から、議事録署名人として長田委員と小高委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項の①の「日光ランドマークの新設届出について」について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 廃棄物保管場所等は十分に確保しており、廃棄物については問題なし。

委員 : 交通に関しては問題ないが、出入口が複数あるため、敷地間を移動する人がいることが想定されるので交通安全に配慮されたい。

事務局 : 承知した。

委員 : 場所がニコニコ本陣の近くなので、イベント等があると駐車場等が渋滞する地域であり、観光地でもあるので、周辺との駐車場等の連携について配慮願いたい。

事務局 : 承知した。

委員 : 騒音について、住民説明会でこういった質問があったのかご教示願う。

- 事務局 : 周辺住民からフェンスや境界の騒音対策について質問があった。騒音予測結果については問題ないが、地域住民への配慮として一部にメッシュフェンス、住宅に接する箇所については目隠しフェンス等の設置を予定している旨の説明を行った。
- 委員 : 観覧車が設置されることで周辺の環境が変わることも想定される。騒音の評価結果以上に地域住民にとってはより騒音に感じることもあるかと思われるので、より配慮願いたい。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 商業地域ということで、中心市街地の活性化には有効な施設になるかと思われるが、住宅地の中に建設されるので、十分に地域住民に配慮願いたい。
- 委員 : 街中の住宅密集地に出来る点や駐車場を3箇所に分散させる等、イレギュラーな店舗であると思われる。2点確認したい。1点目は、車椅子の方や身障者の方用の駐車場が1台のみであるが、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例やバリアフリー条例等をクリアしているのか、また店舗までの誘導をどのようにするのか。2点目は、観覧車の営業が21:00までの営業ということで夜間の騒音が懸念されるが、観覧車からの音は問題ないと解釈してよいのか確認したい。
- 事務局 : 身障者用の駐車場の台数については、事業者を確認し、規定をクリアしている旨の回答を得ている。誘導路については未確認のため、確認後回答する。観覧車の営業時間については10:00～21:00を予定しており、騒音について影響はほとんどないレベルであると確認している。
- 委員 : 景観条例等について、屋外看板等の色彩規定に今回該当しないのか。
- 事務局 : 日光市屋外広告物条例、及び景観条例の基準に基づき、色彩等の配慮は必要などところであるが、商業地域ということもあり、市街地形成型地域における色彩基準に基づいた届出がなされている。

その後、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題1 審議事項②の「(仮称)足利市福居町複合施設の新設届出について」について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

- 委員 : 廃棄物保管施設の容量は指針の倍の容量を確保しており、また惣菜加工工場の排気口には脱臭フィルターを設置しており環境への影響は問題なし。ただし、食料品販売店の営業は深夜に及ぶため、より配慮願う。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 交通に関しては直近交差点需要率等問題なし。ただし、国道293号線沿いには商業施設が多く、今後出店が続くことにより、幹線道路である国道50号線に影響が出ることがないように留意願う。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 併設施設が未定の店舗があるが、現在も未定なのか。
- 事務局 : 現在も未定である。
- 委員 : 決定後、調整が必要なこともあると思われるので留意願う。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 建物や駐車場の配置については、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例及びバリアフリー条例に基づき身障者等への配慮がなされており、また駐車場の車と歩行者の交錯にも配慮がされており問題ないが、1点確認したい。K棟のドライブスルーに入るためには出入口①から入った場合、場内を巡回し

て入ることになるのか。

事務局 : 巡回して入ることになる。

委員 : 路面標示等で誘導し配慮されたい。

委員 : 出入口①付近の右折レーンの設置について、立地上の制約や警察からの指導もあって設置したと思料されるが、対面の店舗から住民意見が出ていることについて市としてはどのように考えているのか。

事務局 : 話し合いの場を引き続き調整していく。

委員 : 市と設置者と関係事業者3者の調整を引き続きされたい。

事務局 : 承知した。

その後、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後3時10分に審議会は終了した。